

別表六の二（十四）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の14の2第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける

場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。